



新登場! 告発 名目の「はがき」

他県において、これまでの訴訟名目のはがきとは異なる、「告発」名目のはがきを確認しました。

告発を取り消したい者は期日までに連絡するよう求めており、連絡すると裁判費用や示談金等の名下に金銭を要求する架空請求詐欺の手口とされます。



告発通知
(通知番号 W-3号)

貴殿が以前、購入した違法わいせつ物(無修正映像・児童ポルノ等)の製造・販売に関与した複数のグループが当団体と被害者児童の保護者及び被害者女性の働きかけにより、組織的処罰法違反・児童買春・児童ポルノ禁止法違反で捜査当局による捜査で摘発されました。この度、被害児童及び保護者と性犯罪女性被害者のさらなる拡大を防止するため、購入者に対しても事件証拠(購入履歴・金融機関履歴等)を提出し告発いたします。

告発後、購入者に対し捜査当局からの事情聴取の出席要請、家宅捜査を受けることになります。

貴殿の行為は法律に違反しています。

正当な働きを受けるのも、このような性犯罪への社会喚起となりえますが、改心し被害者に対して反省していただけるのであれば告発は取り消します。

告発を取り消したい者は平成30年10月19日(金)までに当団体に必ず電話にてご連絡ください。

期日を過ぎた場合、いかなる状況でも即時即刻告発いたします。

児童や女性を苦しめる行為は絶対に許されません。

当団体は被害者並びにご家族に対して人生の再出発としてのケアに重点を置き活動しております。

東京都 管轄局 霞が関7号
NPO法人 明日への光
[受付時間] (平日) 10:30～18:00
[電話番号] 03-4578-1074

絶対に連絡せず、警察に通報してください!

身近なところから「防犯力強化」を!
～みんなで、声掛けあって、被害防止～